

第28回（平成29年1月13日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします

○堀部委員長 ただいまから、第28回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1「特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会の実施について」、事務局から説明をお願いします。

○松本企画官 それでは、資料1-1に基づきまして「地方公共団体に対する説明会の開催について」ということで説明をさせていただきます。

まず「1. 目的」でございますけれども、立入検査の結果等を踏まえました特定個人情報の取扱いに関する留意点につきまして、現場に即したチェックポイントを展開し、特定個人情報の取扱いについて理解を深めることを目的としてございます。

資料の一番下、参考でございますが、28年度の説明会の開催実績ということで、検査を幾つか踏まえた上で、昨年の秋以降、安全管理措置等の再チェックという題名で説明会を一度開催しているところではございますが、急遽説明会を開催ということで地方公共団体に依頼した関係で、短い時間での説明になっていて、十分なものではなかったのではないかと考えているところでございます。

「2. 対象者」でございますが、地方公共団体の特定個人情報の事務に係る担当者ということで、これらの方を対象に説明をしたいと考えております。

「3. 開催場所」でございますが、東京都に集めまして、そこで説明会をしますと、どうしても参加者が限られてくるということがあり、なるべくたくさんの方に参加者に出たいということで、我々のほうから自治体に出向き、そちらの現場で説明をしていきたいと考えてございます。

「4. 開催時期」でございますが、一応1年間ぐらいの検査の実績が蓄積されておりますので、なるべく早いうちに周知を行いたいと考えておまして、そこに記載してありますとおり、再来週1月23日をスタートとし、できる限り今年度内に説明会を開催したいと考えてございます。

「5. 実施先」でございますが、1月10日現在でございますけれども、39都府県におきまして、49カ所において説明会を開催したいということで調整が済んでございます。残りの8道県につきましては、現在調整中でございますが、近日中に決定をしたいと考えてございます。

資料につきましては、1-2にございますが、担当者から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、「特定個人情報の取扱いに関する留意点について」という説明会の資料につきまして、説明させていただきます。

次のページの目次をご覧ください。資料の構成についてですが、「はじめに」という導

入部分と、立入検査等を踏まえた事例、漏えい事案等の事例、そして「最後に」というまとめの4部構成としております。

立入検査等を踏まえた事例につきましては、「事務の範囲及び事務取扱担当者」「研修」「機器等の持込制限」「アクセス制御」「アクセスログ」「その他」「補足」というふうに7つに大別して記載しております。また、漏えい事案等につきましては、3つに大別して事例を記載しております。

次の3ページ目をご覧ください。「はじめに」という導入部分でございますので、まず、マイナンバー制度の成り立ちなどにつきまして、時系列で紹介をしております。

次の4ページ目をご覧ください。この数字何か分かりますかということで、クイズ形式で紹介させていただいております。

次の5ページ目をご覧ください。答えでございまして、①②③につきましては、漏えいするなどした個人情報の件数でございまして、④⑤は、当委員会に報告された件数でございまして。一概には比較できませんが、特定個人情報においては、まだ万件単位の流出は今のところないということを紹介させていただきたいと思っております。

次の6ページ目をご覧ください。「漏えいしてしまうと」ということではございますが、漏えいしてしまうと信用が失墜し、市民の不安を招くだけでなく、謝罪、コールセンターの設置、マスコミ対応、訴訟、システムの利用停止など、様々な対応を求められ、多大なコストを強いられることになるということ、ここで記載しております。

次の7ページ目をご覧ください。以上のことから、特定個人情報等の取扱いには十分注意してくださいということ、記載しております。

次の8ページ目をご覧ください。ここからが本論部分でございます。

立入検査の状況としまして、27年度及び28年度上半期の数字を示しております。なお、下半期は現在実施中でございますので、参考としまして、28年度の検査計画をお示ししております。また、検査の根拠としまして、根拠条文を記載しております。

次の9ページ目をご覧ください。立入検査はどのような観点で行うのかというところではございますが、地方公共団体に対しまして、当該部分を説明する必要があることから記載をしております。

ポイント①としまして、規程が適切に定められているか。ポイント②としまして、地方公共団体が定めた規程や、上記のPIA、ガイドラインに基づいて、実施（運用）されているかという、この2つの大きな観点から検査を行いますということを示しております。

また、検査に当たりまして、客観的な証拠に基づいて説明していただく必要があることから、そのことにも留意してくださいといった旨を記載しております。

次の10ページ目をご覧ください。ここからが、立入検査等を踏まえた事例となっております。時間の都合上、事例1及び事例7のみを説明させていただきます。

事例1は「事務の範囲及び事務取扱担当者」の事例でございまして。個人番号を取り扱う事務等については、範囲等を定めなければなりません、郵便物を取り扱う非常勤職員や

マイナンバーカードの交付等を行う臨時職員の事務等に関して、特定個人情報の取扱い事務の範囲及び事務取扱担当者が適切に定められていなかったという事例でございます。

次の11ページ目をご覧ください。先ほどの事例に対しまして、事務の範囲を明確にしているかなど、①から④のポイントをお示ししております。他の事例につきましても、同様の構成としております。

また、青地のQ&Aの部分でございますが、当該事例と事例2の研修につきまして、補足説明ということで、その意義についてお示ししております。

それでは、少し飛びますが、23ページの事例7をお開きください。事例7-1ですが、補足として設けました事例でございます。一番下の段落の赤字の部分でございますが、当該事例は、サーバーと同じ場所にサーバーのバックアップを記録している媒体も保管していたという事例でございます。業務継続の観点、BCPの観点についても注意してくださいということを説明会においてお示ししたいと考えております。

1ページ飛びまして、25ページの事例7-2をご覧ください。当該事例は、特定個人情報を取り扱うサーバーと個人情報を取り扱うサーバーが並べられていて、個人情報を取り扱うサーバーの背面パネルが外れていたという事例でございます。特定個人情報とともに管理されている場合、特定個人情報だけでなく、個人情報についても検査を行いますというところを周知したいと思っております。

少し飛びまして、28ページ目をご覧ください。事例①とございますが、ここからが漏えい事案等の事例でございます。漏えい事案等につきましては、誤配付、メール誤送信の事例などを複数紹介しております。

また少し飛びまして、31ページ目をご覧ください。「漏えい事案等の報告」というところでございますが、ここでは告示を示しております、漏えい事案等が起きた場合は委員会に報告してくださいということ。また、100件を超えるなどの重大事態の漏えい事案等の場合は、直ちに委員会に報告してくださいということを改めて周知したいと考えております。

次の32ページ目をお開きください。「最後に」というところでございますが、説明会のまとめといたしまして、2点掲げております。1点目が、漏えい事案等を起こさないために、安全管理措置について、適切な規程の整備、適切な実施、更に、規程等の見直しを行うことが重要です。2点目としまして、漏えい事案等に備えて、体制及び手順等を整備することが重要です。この2点をお示ししまして、説明会のまとめとしております。

説明会の資料の御説明は、以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今までに立入検査を実施して、様々な問題点の発見や、現場のノウハウを取得されてきたと思いますけれども、今回、具体的な事例で説明するというのは非常に効果

があることだと思うのです。いかんせん、各県単位で厳しい対応をしたとしても、実際に直接この研修を聞く職員数は限られていますので、それぞれが持ち帰って、首長とか担当者にきちんと伝わるように、そういう工夫を今後とも考えていただきたいと思います。

○堀部委員長　そうですね。これだけのところで実施してもどうしても限られますので、是非、この資料自体が広く使われるようにしていただければと思います。
ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員　このところ、地方公共団体の漏えい事案がかなり報道されているように感じています。逆に言うと、地公体のほうでリスクに対する意識が多分高まってきているのだと思いますので、この時期にこの具体的な事例を基にした説明会をやるのは非常に効果的かなと感じています。特に本当にポイントをしっかりと絞った事例の解説ということで、この資料は非常に有用だと思いますので、今後、立入検査の実施や監査マニュアルの作成などにも非常に役に立つと思っております。

先ほどもありましたが、あらゆる形でこの活用を推進して行ってほしいなと思います。

○堀部委員長　他にいかがでしょうか。大滝委員、どうぞ。

○大滝委員　既に阿部委員からも御発言があったとおりののですが、47都道府県で実施するといっても、かなり限られた方しか参加できないということがありますので、きちんと現場に伝えていただくために、担当者への伝達とかコミュニケーションをしっかりとさせていただくことを徹底していただきたいということと、この後もいろいろな形でフォローアップを続けて、多くの問題とか課題は現場で起こっているということがあると思いますから、そのこのところをしっかりと支えることがポイントかなと、これまでの事例などを見ても感じますので、是非そこをよろしくお願ひしたいと思います。

○堀部委員長　ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員　私からも、今、委員の方々から御発言がありましたように、今までの立入検査を踏まえて非常によくできた説明資料だとは思いますが、実際に説明会となると、多分、質疑応答がたくさん出てくるかと思えます。その現場の声にしっかりと耳を傾けて、丁寧に御説明いただきたいということと、そういった質疑を踏まえて、今後、適宜この説明会の資料に反映させて、この資料をどんどんバージョンアップしていただけたらと思います。

○堀部委員長　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

この説明資料は実際の立入検査の経験に基づいてできています。今までも随分マイナーについては資料を作って説明してきましたけれども、立入検査を踏まえて、こういう点を注意するとか、こういう点が問題になるということを描いているところがこの資料の大きな特色になっています。

説明会の開催に当たりまして、地方公共団体との調整等、大変だったと推測いたしますが、特定個人情報、マイナンバーの取扱いに関する留意点を地方公共団体に示すことは非常に重要な意味を持っています。そういうことで、説明会をしっかりと実施していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、議題2「その他」です。1件目は、特定個人情報保護評価の実施時期に関する協議につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針第6の1(1)のイにおいて、委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の実施時期については、システムの要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定できるとされています。

これに基づき、協議依頼が厚生労働省と国税庁から2件提出されておりますので、説明させていただきます。

厚生労働大臣が実施する公的年金業務等に関する事務につきまして、当該システムの開発スケジュールについては、システムの要件定義終了の時期が平成27年7月であり、また、プログラミングの開始時期は平成29年2月を予定しております。

今般の2次対応の範囲である税関係業務では、公的年金の源泉徴収票等の法定調書に個人番号等を記載するため、平成27年11月からプログラミングを行う必要があったことから、要件定義終了の同年7月までに特定個人情報保護評価を実施する予定としていました。

しかし、平成27年5月に日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案が発生し、その対応が急務かつ必須であったこと等から、要件定義終了までに特定個人情報保護評価を実施することが不可能となりました。

その後、平成27年9月の番号法改正により、機構における個人番号利用は政令で定める日までの間において停止され、かつ、この停止期間中において機構は特定個人情報を取り扱う事務の実施時期等の見直しを行うとともに、情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組んでいたところであり、特定個人情報保護評価を実施する状況にはなかったということです。

このたび、平成28年11月11日に個人番号の利用停止期間を解除する政令が公布され、機構の番号利用停止が解除されたこと等を踏まえ、特定個人情報保護評価の実施について再開するものです。

このため、12月19日付け年管企発1219第1号にて、厚生労働省から特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されております。

次に、国税庁長官が実施する国税関係（賦課・徴収）事務につきまして、当該システムの開発スケジュールについては、システムの要件定義終了の時期が平成28年12月であり、また、プログラミングの開始時期は、平成29年7月を予定しております。

要件定義の段階で、国税庁では、国税総合管理システム（KSKシステム）を利用して賦課・徴収業務を行っていますが、国税庁のシステムは大規模であるため、開発要件の数や検討

すべき要素の数が多く、関係者との間で調整すべき項目が多いため、リスク対策の検討に多くの時間を要することとなります。

このような事情のもと、要件定義の終了までに、全てのリスク対策を策定しきれなかったため、特定個人情報保護評価を、基本設計と並行して実施することとしたものです。

このため、11月29日付け官公137にて、国税庁から特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されております。

以上のとおり、厚生労働大臣及び国税庁長官が実施する特定個人情報保護評価の実施時期について、要件定義終了までに一連の評価の手续が終了しないことから、プログラミングの開始前に実施するという事で差し支えないか、お諮りさせていただきたいと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御発言はありませんので、厚生労働省と国税庁の特定個人情報保護評価の実施時期につきましては、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施することで差し支えないこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省及び国税庁に対しまして、その旨、お伝えいただきたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

○堀部委員長 2件目、総務大臣が策定する情報通信関連分野ガイドライン案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 総務大臣が策定いたします情報通信関連分野ガイドライン案につきまして、説明させていただきます。

まずは、資料2の上の4つは基本的な策定の考え方を整理したものでございます。1つ目は、各業法に基づく規律を含むことから、総務大臣が策定するというものでございます。

この背景といたしましては、憲法21条に基づく通信の秘密を敷衍する形で電気通信事業法の通信の秘密あるいは郵便法、信書便法の信書の秘密と個人情報とを不可分一体的に規律しているという背景がございます。

2つ目は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを昨年御審議いただきまして、報告させていただきましたけれども、これを基礎にしまして、電気通信分野、放送分野、郵便分野、信書便分野におきまして、さらに必要となります別途の規律につきまして、情報通信関連分野のガイドライン案を取りまとめるというものでございます。

3つ目でございますが、このガイドライン案につきましては、個人情報保護法に係る記載がございますので、その部分につきましては、個人情報保護委員会の事務局において確認するというものでございます。

その確認の結果、個人情報保護法あるいは個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに沿った内容になっておりますので、その適切性が認められたものでございます。

4つ目でございますが、特に定めのない部分につきましては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの通則編ですとか、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編を適用することとしております。

参考1はガイドライン案の主な内容でございます。5点ほど列挙させていただいております。先ほど申しましたように、通信の秘密や信書の秘密につきましては、業法上必要となります規律を含む別途の規律を規定するというものでございます。具体的に申しますと、上3つにつきましては義務規定ということでございます。残り2つにつきましては、努力義務規定として規定するというものでございます。

1つ目の通信の秘密、あるいは信書の秘密に係ります個人情報の取得の原則禁止につきましては、従来どおりの整理ということでございます。これに加えまして、視聴履歴等も原則禁止とするというものでございます。

2つ目の視聴履歴の取得時における本人同意でございます。これにつきましては、現在、地上放送、有料放送の特性に見られますように、受信機の高度化に伴いまして、視聴履歴を放送事業者等が蓄積し、これをプロファイリングして、例えばその視聴者の趣味嗜好に合った番組提供、レコメンデーションサービスと申し上げますが、こういったものですか、あるいはターゲティング広告といったような新たなサービスが出現しております。その反面で、視聴履歴を事業者が勝手に取得することになりますと、個人の趣味嗜好を推知するという局面が生じます。

したがいまして、この取扱いにつきましては、非常に機微な情報に準じる形で、慎重な取り扱いを要することから、視聴履歴につきましては、原則本人の同意を必要とするというものでございます。

3つ目のオプトアウトによります第三者提供の禁止でございます。これにつきましては、先般の改正個人情報保護法によりまして、オプトアウトの手続が厳格化されたことに伴いまして、通信の秘密、あるいは信書の秘密、視聴履歴につきましては、この対象外ということで整理がなされております。

基本的には、オプトアウトによります第三者提供をする場合におきましては、本人の同意、あるいは違法性阻却事由がない限りは、これを禁止するというものでございます。

最後に下2つでございますが、プライバシーポリシーの公表と個人情報保護管理者の配置でございますけれども、これらにつきましては、現行のガイドラインにおいて規定されており、これを維持するというものでございます。これらもある意味、通信の秘密、あるいは信書の秘密を厳守するという観点から努力義務規定として措置されているものでございます。

参考2の今後の予定でございます。今月中に、総務省におきまして、この4つのガイドライン案について1か月間のパブリックコメントに付しまして、その結果を踏まえて3月

中には告示として公布をされるという運びになってございます。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 ただいま情報通信関連分野においてのお話を頂いたのですけれども、今回、改正個人情報保護法では、当委員会で共通ガイドラインという形で全体をまとめていくという大きな方針があったと思うのです。そういう前提で今までガイドラインは我々の委員会でつくられてきた。その中で、金融とか医療、情報通信といった特定の分野については、現行のガイドラインの規制水準等を鑑みながらやっていかなければいけないというところが非常に重要だと捉えています。

今、御説明いただいた内容は、特にこの情報通信分野は憲法21条の通信の秘密等の内容に深く関わる場所というふうにも認識しておりますので、それらの保護と個人情報保護のバランスをどうとるかが重要であると今のお話を聞いて認識しました。

そういう点では、まさに現行の水準はかなりしっかりとしたものであって、それにうまく即していく。我々の共通ガイドラインを基盤、基礎として、うまく適用していくというのは一番重要なところかなと思っています。

通信の秘密など情報通信の性質に応じた規制水準が維持されるよう総務省によりガイドライン案が取りまとめられたのは、まず1つは事業者という視点から見ると、その事業者の実務運用の継続性という点から重要であることと、あと消費者の視点から見ると、権利・利益の保護、こういうところのバランスになると思うのですが、その点では、今御説明いただいたようなやり方は非常に適切な考え方であるかなと思っています。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、手塚委員がおっしゃったことに尽きるのですけれども、消費者側ということ一言つけ加えさせていただきたいと思います。

消費者の暮らしは、既にネット社会になっておりまして、暮らしの中の大きな部分をこの情報通信関連分野に依存している状況であり、将来的にはさらにそれが進行していくと考えられます。しかも、この分野は進展のスピードがすごく速くて、メカ音痴の私では、到底想定できないようなサービスが現実によく現れて、多数の人々がそれを利用して、非常に便利であるという利便性を享受しながら、同時に、背中合わせに一抹の不安といいますか、これは本当に大丈夫なのだろうかと感じているのが現実だと思われまいます。例えば、実際モバイルでこんなこともできてしまうので、すごく便利だけれども、これって本当に個人情報保護は大丈夫なのかしらと、そういう類いの不安をお持ちの方がたくさんいらっしゃる状況だと思うのです。

今回策定される情報関連分野のガイドラインは、そういう暮らしに直結しているという意味で、消費者としても非常に注目度が高く、大きな関心を寄せることになると思われます。今、手塚先生がおっしゃったように、通則編等の委員会のガイドラインを基本に、通信の秘密の規制をきちんとまとめたという内容だということですから、消費者側の不安、懸念に適切に対応したものになっていると考えています。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 現実的な問題として、企業側から見ると、この4つの分野がそれぞれガイドラインをきちんと作られたことで一つの安心にもつながるのですが、消費者から見ると、いろいろな相談は、必ずこの委員会が前面に出てくるようになる訳ですから、総務省がお出しになるガイドラインの分野については情報の連携を非常に充分にとらなければいけないと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 おそらく消費者が最終的に疑問を持ったときに、どうしてもこの委員会に照会してくるようになるだろうと思うのです。ですから、まずは総務省において責任を持って説明し、相談等を受け付けるとしても、最終的には、この委員会に意見がくる可能性も認識した上で対応していく必要があると思います。

ですから、総務省とこの委員会が協力しお互いに意思疎通ができて、どちらでも同じような対応ができるような連携関係を作っていくことが非常に重要だと思います。その点に十分気をつけていただきたいと思います。

○堀部委員長 山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 ただいま委員の皆様方から御指摘いただいた、特に消費者からのお尋ねないしは御相談についての対応でありますけれども、まさに改正個人情報保護法が施行になった暁には、この委員会の事務となる苦情の受付や必要なあっせんの対応についてきちんと実践できますように、総務大臣を始めとする事業所管大臣と連携しつつ、改正法の施行に向けてしっかりと体制を整えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 是非そのようにお願いします。

他にいかがでしょうか。

この情報通信関連分野、特に電気通信事業の分野につきましても、もともと1991年に最初のガイドラインを作って、それも座長として関わり、98年に大幅に改訂をして、そこから更に個人情報保護法ができてからまたそれを踏まえてガイドラインを作るというように、ずっと関わってきました。

そういうことで、この分野は先ほど出ましたように、憲法第21条第2項の「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」という規定と、それから電気通信事業法第4条にも通信の秘密の規定がありまして、従来も他とは違う形で議論を

してきたところがあります。

そういうことですので、ただいま説明がありましたようなことで、総務省において検討してきていますし、そういうことで進めていただきたいと思います。この情報通信関連分野のガイドラインの各内容につきましては、個人情報保護法との整合性を事務局において確認してもらっています。そういうことで、これも適切なものと考えています。

今後、ガイドライン案につきましては、総務省においてパブリックコメントに付して策定作業を進めることとなります。そうすることについて当委員会として了承することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように総務省にも伝えていただき、手続を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に3件目、委員の渡航承認についてですが、手塚委員が1月中旬から2月上旬にかけて、委員会用務外で渡航されるということです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 そのようなことで、承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、公表させていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、1月27日金曜日の14時から、この会議室でお願いいたします。

資料につきましては、ただいま御決定いただいたとおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。